

Title	明治十二年・民法人事編草案：「新たなる民法人事編草案」続考
Sub Title	Avant-projet du livre pour les personnes et la famille, rédigé en 1879, du Code Civil japonais
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.12 (1985. 12) ,p.77- 95
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19851228-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治十二年・民法人事編草案

——「新たななる民法人事編草案」統考——

向井健

解題

さきに筆者は、「新たななる民法人事編草案——明治十二年草案と、その周辺——」なる小論を発表して、⁽¹⁾おそらくは明治十二年以降から同十三年初頭にかけて、「日本近代法史上、永久にその名を止める」⁽²⁾ポアソナード (Gustave Emile Boissonade) を中核とする、司法省の民法人事編草案の編纂作業とその周辺事情をめぐって、⁽³⁾乏しい資料を模索しつつまことに未熟な考証をこころみたのであった。

本稿は、いわばその統考として、⁽⁴⁾解題を付して学界未発表の草案内容を復刻することを目的とする。したがって、⁽⁵⁾解題に当っては、内容的に前稿と重複する箇所がある。この点、あらかじめ大方の御海容を乞うしだいである。

*

明治九年から同十一年にかけて、⁽⁶⁾箕作麟祥・牟田口通照の兩名が司法省で編纂した民法典は、⁽⁷⁾ふつう明治十一年民法草案とよばれる。つとに、「⁽⁸⁾仏国法典ノ翻訳ト逕庭ナシト謂フモ亦誣言ニ非サル」⁽⁹⁾數写民法との酷評が与えられた本草案をめぐっては、⁽¹⁰⁾はやくから先学によりその編成事情や草案内容が学界に紹介され、⁽¹¹⁾その後もひきつづき若干の研究業績が公けにされて、⁽¹²⁾現在にいたっている。

さて、明治六年十月に大木喬任が司法卿の要職に就任する。彼は「保守七分・進歩三分」と世評され、⁽¹³⁾加えてかなりの慎重居士であったことは、⁽¹⁴⁾彼を知る人々の共通認識といってよからう。

彼は、法典編纂の基本方針として、「国法ト云、民法ト云、外国ノ書ヲ翻訳シ直ニ我民ニ施行スルカ如キハ決シテ取ル不可ル事」という見解を示すとともに、その具体的方策として、「反復推論シ国法ヲ定ムルノ基ヲ立、第一条ヨリ追々百千条ニ至リ数年ヲ待ツテ完成ヲ期シ且其更ムベキモノ而已バ廢シ容易ニ国法ヲ動カス不可ルヲ要スル事。民法亦之ニ准スベシ」と開陳している。「司法は、旭の昇る勢ヒニ御座候」と評判された、江藤新平時代のいわば拙速主義に対する「反対意見と見て可なるべし」というのは、先学的的確な指摘であろう。

その大木が司法卿のポストを占めた直後に来日したのが、数ある御雇外人のなかにあつて、ひととき屹立する巨峯とたたえられるポアンナードその人である。彼の「深い学殖と倦むことを知らぬ真摯な仕事ぶりに畏敬の念を禁じ難い」とは、まさに至言である。

今後ポアンナードの影響を測定する作業は、あくまでも自国の主体性を貫こうとした日本という国の近代法史の重要な一環として、この学問の全体的コンテクストの中で正しく位置づけていかねばならない。その際一種の比較文化的かつ学際的研究グループが、フランス法、ドイツ法、日本法制史、実定法、政治史、経済学などの専門家を集めて形成される必要がある。かくしてその業績をトータルに把握評価することは、自らの能力のすべてをわが国のためにささげつくした老博士に対する、日本人の最小限の礼儀であるに違いない。

ところで、「明治九年になりました、大木君が、司法卿になられました。其時、民法の草案を編纂して見るが宜い、と云ふことで、一人の相手と粗末ながら草案を作りましたが、それも其儘になりました」と箕作が回顧談で往時を述懐した明治十一年民法草案は、同年四月に一八二〇条におよぶ全編の起草を完了した。

竣成を見た本草案に対して、司法部内がいかなる対応を示したかについては、それを直截に伝える資料に接しえない。左に掲出する磯部四郎の懐旧談は、その点を仄示するものであるか。

箕作先生が、日本民法草案を拵へ始めた、それが明治九年に、稍脱稿して居ます、それが、尚不完全であつたからして、明治十一年の暮から、十二年の春にかけて、大木司法卿が、民法編纂と云ふものを起した、其編纂の事に従事して、起草掛と云ふものに命ぜられたのが、箕作先生と僕、それから、起草掛の外に、尚、起草委員と云ふものが出来た、これは、ただ、議するのだ、それが、牟田口通照だの、西成度、池田弥一、水本成美、鶴田皓、それに、木村正辞、杉山孝敏などで、各々、掌る所は違つたが、先づ、そんな人たちだった、箕作先生と僕は、起草掛と云ふものであつ

たが、専ら、法理に關係する所は、「ボアソナード」に起草させて、僕等は其翻訳をやった、十二年に司法部内でやつて居たが、十三年の春だったか、参議は、各省の卿をやめて、各省の卿は、卿専務となり、参議は、太政官に行つて仕舞つたことがあつた、其時司法卿は、田中不二磨で、山田頭義さんと、大木さんが、参議専務になつて、法制局主管となつた、そこで、又、更に、民法編纂局と云ふものを起した、起草委員が箕作先生に私、それから杉山孝敏とか、木村正辞とか云ふ日本学者で、これは、テニヲハを調べる方の役、さうして、元老院に場所を借りて居た。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾

右の磯部談話の前半部は、「要するに十一年草案が不採用になり、その結果あらたにボアソナードを中心とする編纂事業が司法部内に開かれた事実を述べているのであろう」⁽¹⁸⁾。

たしかに、先学が指摘するとおり、「明治十一年草案のその後の運命はボアソナードの民法草案との関連において考えられるべきである。けだし、ボアソナードによる民法編纂は明治十一年民法草案が廃棄されたところに始められたのだからである」⁽¹⁹⁾。

大木司法卿が、明治十一年民法草案の不採用を決断するに際して、すでに「法律界ノ……団十郎」⁽²⁰⁾的地位を確保し、その天下にひびく名声と絶対的權威を誇つていたボアソナードの所見を徴したであろうことは、疑いを容れない。法典編纂の実務について、すでに旧刑法・治罪法の両草案を見事に編成した実

績をもつ彼である。「国法ト云、民法ト云、外国ノ書ヲ翻訳シ直ニ我民ニ施行スルカ如キハ決して取ル不可」⁽²¹⁾という確固たる信念を有する大木が、「殆ト仏国民法ヲ抜抄シ翻訳シタヨウ」⁽²²⁾明治十一年民法草案に大いに失望し、改めてボアソナードに民法典の編纂を一任する方針に急速に傾斜を見せるのは、当時の諸般の状況から推して、むしろ当然のなりゆきであつたにちがいない。時あたかも治罪法草案の起草を終了した時期に當つており、タイミングからいって、ボアソナードとしても必ずぶる好都合であつたろう。

ちなみに、ボアソナードが民法典編纂の命をうけたのは、同十二年であつたとする説は、実は古くから流布されておおり、ボアソナード自身もその事実を明確に認めている点は、きわめて重要である。⁽²⁴⁾

「明治十二年ノ始メカラ致シマシテ、今度ハ大木伯カ最モ熱心ニ五法ノ制定ト云フ事柄ニ付テ重配ヲ持タレタ」⁽²⁵⁾ことを背景に、おそらく大木は、「更ニ欧米ノ立法例及ヒ学説ヲ参酌シ最モ完全ナル法典ヲ編纂センコトヲ望ミ明治十二年仏国人ボアソナード氏ニ命シ草案ヲ起草セシ」⁽²⁶⁾めることに決断した、と推考してよからう。⁽²⁷⁾

* * *

かつて、筆者は、東京教育大学文学部研究室所蔵にかかると、⁽²⁸⁾〈穂積陳重文書〉の一部を披見する機会に恵まれたことがある。

この貴重資料の一大宝庫は、その後、新設の筑波大学へ移管された筈であるが、その現状をめぐっては、遺憾ながら、まったく知るところがない。

ところで、その〈穂積陳重文書〉中に、おそらくは明治十二年から十三年初頭にかけて、司法省内で編案されたとおぼしき三種の民法人事編草案が、陽の目を見ることなく収められていたのである。A案・B案・C案（いずれも仮称）のそれぞれの構成や三種類の草案の相互関係などについては、すでに前稿に示したとおりである。⁽²⁸⁾

さて、右の新資料をめぐって、乏しい手掛りを組立てつつ筆者の構築した未熟かつ粗雑な推論は、おおむねつぎのとおりである。

この学界未発表の民法人事編草案の旧蔵者が、穂積陳重であることはいうまでもないが、これはある時期に、立法参考資料として彼に貸与ないし譲渡されたものであろう。おそらくそれは、明治民法典編纂のため法典調査会が創置され、穂積が起草委員に任命された前後の時期であったにちがいない。果してしからば、この資料の最初の所有者はなんびとであろうか。その先人こそ、木村正辞その人であったろう。音韻にきわめて精通していた木村は、同十二年当時は判事を本務としており、翌年一月に文部省御用掛兼勤となつて、東京大学の「法学部の員外教授に任ぜられ、『日本古代法律』を担当⁽³⁰⁾」⁽³⁰⁾、ついで四月には太政官権少書記官も兼務し、加えて民法編纂委員に任ぜられてい

る。

すでに考察をこころみたとおり、明治十一年民法草案の破棄を決断した大木司法卿は、必ずや、「更ニ民法ヲ起草セントス十二年其事ヲ仏人「ボアソナード」氏ニ命⁽³¹⁾」じたに相違ない。そしてその時期は、小早川欣吾教授の紹介にかかる、いわゆる東京上等裁判所「一記録」から推定すれば、同十二年一月であったとおぼしく、ボアソナード自身の記述に全面的にしたがえば同年三月ということになる。⁽³²⁾

A案の一丁表に書き込まれた「第一編十二年十二月」なる、看過しえない重要な朱書の年月は、おそらくはA案に修訂の筆が加えられた時期と推測されるが、もしそうであるとすれば、A案は同年十二月以前には、ば、間違ひなく脱稿していた可能性が⁽³³⁾つよく、さらに未完成のまま終つたとおぼしきB・C両案の成稿が翌十三年初頭の時期になつたであろうことを推量せしめよう。

* * *

新たに学界にその存在が紹介され、やがて学界の共有財産となるであろう明治十二年の司法省・民法人事編草案——かりに明治十二年・民法人事編草案と呼称する。——の内容を一瞥するとき、全般的に見て、フランス民法典に依拠した、かなり翻訳調の条文が多く、まだまだ不消化な面の強く残存していることがただちに看取される。その意味で、いわば学習的な色彩す

ら一部では色濃く感知できる、ともいえよう。

A・B・C三案に盛り込まれた諸規定を通じて、一つの軸芯ともいべきものは、おそらく身分証書の制度にちがひなからう。いま、身分証書と戸籍制度の問題に視点をしぼるならば、フランス民法典の規定そのままに身分証書の制度をもって戸籍に代えようとするものと、戸籍制度の存在をあくまでも前提として民法典を編纂しようとするものとの、二つの相対立する流れのあることが容易に理解されよう。いずれの主義を採用するかは見解の分裂するところであるが、「本邦従来戸籍ヲ設ケ戸主家族ヲ列記シ及ヒ出生婚姻養子縁組死亡其他身上ノ異動ヲ登記シ世治ノ要具ト為セリ歐洲諸國ニ於テハ概子身分証書ノ制ヲ設ケテ各人ノ身分ヲ証明スルノ具ト為セリ彼ハ人ヲ主トシテ各簿冊ニ記載シ我ハ家ヲ主トシテ戸主ヲ立テ家族ヲ一籍ニ記載ス彼我ノ制此ノ如ク相違アリ互ニ得失アリテ容易ニ之ヲ判定スルヲ得サル」⁽³⁴⁾べし、というの是要をえている。

かつて、箕作麟祥が、「戸籍法ハ必要ナリト云フモ纔ニ是レ東洋一種ノ固有物ニシテ昔時封建ノ時代ニアツテハ要用ナルヘキモ今日ノ政体ニテハ稍無益ノ者タルヲ信ス……欧米各国ニ此ノ如キ戸籍法アルヲ聞カス独リ羅馬ニ是ニ似タルモノアリト雖モ之レ止タ住所ト生死ヲ記スルノミ其他ノ事ハ別段ノ法律ノアルアツテ事々支障ナキヲ知ル既ニ各位ノ知ル如ク民法頒布ノ日モ遠キニアラサルヘシ此ノ民法中ニハ身分証書ナルモノアツテ人民ノ権利判然タリ」と発言したのは、あくまでも〈家〉的な

戸籍制度と、いわば個人主義的な身分証書制度との原理上の相異を端的に示すものであらう。

ところで、「フランス法的な身分証書の発展系統は、維新における民法制定史そのものである」⁽³⁶⁾との先人の言は、たしかに肯綮をえている。旧民法の編纂開始以前の諸草案をアト・ランダムに想起しても、たとえは、「民法仮法則」⁽³⁷⁾・明治十一年民法草案をはじめとして、「戸籍証書規則」案⁽³⁹⁾・身上証書法律案⁽⁴⁰⁾・「身分登記条例」草案⁽⁴¹⁾、等々、フランス民法的な身分証書の系列に属する若干の草案を列挙することは容易である。

明治初期における各種の民法典の編纂作業をきわめてラフに通観するとき、フランス民法典に拠りつつ、まず人事編からスタートし、とくに身分証書の制度に重点をおく編成方式が目立つ。そしてこの方式は、明治十一年民法草案にいたるまでの、司法省主導型の編纂作業によく見られる、いわば同省型の標準的パターンといつてよい。その意味では、この明治十二年・民法人事編草案は、従前の司法省型方式を踏襲しているわけである。

ところが、同十三年四月以降に開始された元老院内民法編纂局における旧民法の編纂は、従来の方式とは明らかに異なった基本方針に立脚した本格的編成作業である。⁽⁴²⁾

とすれば、明治十二年・民法人事編草案は、おそらくはポアソナードをその中枢に据えつつも、ある意味では、あくまでも過渡的な民法草案であった、と評価できるのであるまいか。⁽⁴³⁾

* * * * *

さて、つぎに、明治十二年・民法人事編草案の編纂関係者に
ついて、粗雑な推考をこころみることしよう。

前稿において卑見を提示したとおり、筆者は、ボアソナード
を中核とする民法典編纂事業は、実は、元老院内民法編纂局創
設以前の——換言すれば、旧民法の編成が正式に開始される以
前の——明治十二年に発足したのではなからうか、とする未熟
な仮説をかかえてより有している。そして、その作業の成果こそ
が、明治十二年・民法人事編草案にはかならない、というわけ
である。

すでに考察をすすめたとおり、「明治十二年ノ始メカラ致シ
マシテ、今度ハ大木伯カ最モ熱心ニ五法ノ制定ト云フ事柄ニ付
テ軍配ヲ持タレタ」と伝えられ、その大木司法卿なればこそ、
「更ニ欧米ノ立法例及ヒ学説ヲ参酌シ最モ完全ナル法典ヲ編纂
センコトヲ望ミ明治十二年仏国人ボアソナード氏ニ命シ草案ヲ
起草セシ」⁽⁴⁵⁾めたものであろう。大木は、おそらくは司法省内に
民法編纂局を新設する予定であったとおぼしく、その準備を進
行させてもいたのである。⁽⁴⁶⁾とすれば、編纂の実質的な中心人物
は、もちろんボアソナードその人であったにちがいない。

果してしからば、彼を補佐する編纂スタッフはなんびとであ
らうか。ここで、すでに掲出した磯部四郎の懐旧談がきわめて
重要な証言として浮上することになろう。

磯部は語る。「其編纂の事に従事して、起草掛と云ふものに
命ぜられたのが、箕作先生と僕、それから、起草掛の外に、尚
起草委員と云ふものが出来た、これは、ただ、議するのだ、そ
れが、牟田口通照だの、西成度、池田弥一、水本成美、鶴田皓
それに、木村正辞、⁽⁴⁷⁾杉山孝敏などで、各々、掌る所は違ったが、
先づ、そんな人たちだった」と。

この磯部談話に登場する人名は、実は、同十三年六月に元老
院内民法編纂局が正式に同局章程を定め、編纂委員の役割を確
定した際のメンバーとかなり共通している。したがって、その
顔振れと混同しているのではなからうか、という磯部談話への
素朴な疑問は十分にありえよう。

すでに専門家にとっては周知のことであるが、参考のため、
『法規分類大全（官職門）』に拠って、編纂委員を示すことにし
よう。

	討議員	
	議官兼司法大輔	玉乃世覆 ⁽⁴⁹⁾
	議官	楠田英世 ⁽⁵⁰⁾
	議官	水本成美
	勅任判事	津田真道 ⁽⁵¹⁾
	判事	西成度
	分任員分課	池田弥一

第一課

議員

司法権大書記官兼太政官権大書記官 黒川誠一郎

太政官権少書記官

磯部四郎
ポアソナード

第二課

司法少書記官兼太政官少書記官

杉山孝敏

第三課

判事兼太政官権少書記官

木村正辞

第四課

司法省御用掛兼太政官御用掛

生田 精

ところで、磯部がまったく別の機会に、右に挙示した元老院内民法編纂局・第一課所屬のメンバーや職務について、非常に正確な回想を記述していることは、看過できないであろう。すなわち彼は懐旧している。「箕作、ポアソナード、黒川ノ三氏及ヒ余ハ起草委員ト為リ専ラ草案編成ニ従事セリ蓋シ起草ハポアソナード氏ノ主管シタル所ナリト雖モ我カ風土人情ノ宜キニ適スルモノト思考スルノ件々ヲ一々同氏ニ報知シテ之ヲ編成セシムルコトヲ怠ラサレハ起草委員ノ大ニ与リテカアル所トス」⁵²⁾。右の述懐内容の信憑性はいわずして明らかである。すなわち、このことは、民法編纂局時代の編纂メンバーについて、磯部はかなり正確に記憶していた、との推量を許すものではある

まいか。そして、もしそれが許されるものと仮定すれば、それにさきだつ同十二年当時の民法典編纂の回顧談に登場する関係者の人名をめぐっても、そこにはかなりの真実味が盛り込まれているにちがいない、と推考することができよう。

また、すでに掲出した磯部談話の一断章を中軸に、その前後の文章との脈絡関係に慎重にアプローチをこころみるとき——七八―七九頁の引用文参看——、この種の懐旧談には、まま見られる不正確ないし漠然的な一面はしばらくおくとして、筆者には、取りたてて指摘するほどの文脈上の不自然さは感得されない。さらに加えて、この明治十二年・民法人事編草案の貴重な〈原資料〉⁵³⁾の最初の所有者が、おそらくは木村正辞にちがいないことも、この磯部談話の正確性を裏付ける一傍証ともなろう。かく考証をすすめてくるとき、磯部談話にはある程度、信憑性が認められるであろう、との推論に到達する。

とすれば、明治十二年・民法人事編草案の編纂スタッフは、ポアソナードを中核に、箕作麟祥と磯部四郎が起草委員の役割を担当し、いわば討議員の職責を担ったのが牟田口通照・西成度・池田弥一・水本成美・鶴田皓らであり、広義の音韻関係担当者、木村正辞・杉山孝敏の兩名であった、ということにひとまずなるであろう。

* * * * *

「明治一〇年代の一〇年という年月は、近代的な日本法の生成

という視点からすれば、まことにすさまじい疾風怒濤の時代であったといわねばならぬ。その一〇年は、明治新政府の草創の時期から逸早く驚嘆すべきエネルギーを集中して取り組まれていた近代ヨーロッパ法の継受という気の遠くなる程の大事業が、初期の手さぐりの時期をつきぬけて大河の如くうねり出し、やがて出揃ってくる多くの近代的な法典の基盤を培っただけでなく、そのように目的をはっきり意識した努力の副産物として、そうした外来的要素をもつ諸法典を自主的に支えざる学問的環境も、目覚ましい勢いで整備されて行った時代だとみなければならぬ⁽⁵⁴⁾。

その明治十年代の初頭に、いわゆる明治十一年民法草案廃棄のあとをうけて、おそらくは同十二年一月〜三月前後以降、司法省内ではポアソナードを中枢に箕作麟祥・磯部四郎らを起草委員とする民法典編成作業が開始され、人事編草案を作成する。しかし、司法卿・大木喬任の元老院議長への転出は、所期の既定方針に一大転機をもたらさずにはおかなかった。司法省内に民法編纂局を設置する構想すら胸中にもち、民法典の早期実現にただならぬ意欲を燃やす大木は、改めて民法編纂局を元老院内に創置するとともに、その当時のベスト・メンバーに近い主要編纂スタッフを引き抜き、新しい基本方針のもと、旧民法の編纂にスタートしたのであった。

その意味では、明治十二年・民法人事編草案は、内容的な面から吟味しても、また明治民法編纂史全体の流れから見ても、

あくまでも過渡的な民法草案であった、との歴史的位置づけが与えられよう。

- (1) 向井健「新たなる民法人事編草案——明治十二年草案と、その周辺——」『法学研究』五八巻七号一頁以下。
なお、本稿の引用においては、「前稿」と略称する。
- (2) 福島正夫「ポアソナード博士の人格と拷問制反対活動」『法学セミナー』二一六号一八頁。
- (3) ポアソナードに関する従前の主要研究文献については、前稿・一〇頁・註(16)参照。
- 近時、福島小夜子「明治初年の日本におけるイスラム法との出会い——条約改正期のポアソナードとイスラム法をめぐって——」『宗教法』三号一頁以下に接した。ポアソナードに関連する研究文献の補遺として掲出する。
- (4) 福島正夫博士は、明治十一年民法草案を指して、「私はむしろ『實作民法草案』と称するのが適當と考える」(福島正夫「明治十五年の身分登記条例草案」『早稲田法学』五〇巻三号一三三頁)といわれている。
- (5) 清浦奎吾「明治法制史」五八四―五八五頁。
ちなみに、本書の大半はゴースト・ライターの筆になったもの、との風説はかねてより根強い。
- (6) 明治十一年民法草案についての主要先行業績をめぐっては、前稿・九頁・註(4) (5) 参照。
- (7) 尾佐竹猛「明治大正政治史講話」一八〇頁。
- (8) 日本経営史研究所(編)『五代友厚伝記資料』(一)一七七頁。土居通夫から五代友厚にあてた「内々事」と記された書簡の一節である。

- ちなみに、土居通夫について、たとえば、宮本又郎「土居通夫」『日本の企業家』(一)一七五頁以下参照。
- (9) 尾佐竹・前掲「明治大正政治史講話」一八一頁。
- (10) 明治二十二年五月十五日付の「日本」社説において、執筆者たる陸羯南はボアソナードを賞揚している。
- 「明治六七年の日本は民間に於ては勿論、政府に於ても未だ各国法律の原則を熟知せざりき。当時の法律家は只だ明清の律令を案じて刑名を談じ、大岡政談陰秘事の類を以て裁判の要訣を講ずる者多かりき。權利義務の思想は箕作先生の仏蘭西法律訳書によりて、僅に其の一端を彷彿の間に生じたるのみ。此の時に方りて外国の法律家あり。日本に來りて泰西法律の原則を講明し、日本の官吏を生をして其の未だ夢想にだも知らざる所の法理を漸く解せしむるに至りたるは、其の勞其の功既に偉大なりと云ふべし。況んや十五年間一日の如く政府の立法事業に參同して、數多正良の意見を献じたるに於てをや。況んや泰西人の身を以て常に日本の獨立權を回復せんことを思ひ、泰西諸國人の意望に反對して偏に日本の權利を敬重し、世の毀譽に頓着せずして日本の國際上に於ける危険を救はんと企図するに於てをや。而して此の人の功績榮譽は日本人民に知らるゝよりも、寧ろ能く其の本國人に知らるゝこと却て多きが如し」
- (11) 陸羯南全集(二)八六一―八七頁と。
- (12) 野田良之「ボワソナードと陸羯南」『法学志林』七一卷二―三二四合併号二七頁。
- (13) 大久保泰甫「ボアソナード研究の意義」『朝日新聞』昭和四八年一月一五五号。
- (14) 大槻文彦『箕作麟祥君伝』一〇三頁。ただし、大木の司法卿就任は、明治六年十月のことである。
- (14) 明治十一年民法草案の編目・条数・起草年月日については、小

- 早川欣吾「旧民法典編纂過程と旧民法典に関する論争に就いて」『統明治法制叢考』二二四―二六頁参照。
- (15) 磯部四郎の小伝については、向井健「磯部四郎」『法学セミナー』三三五号・目次表、森長英三郎「幸徳事件をめぐる弁護士」(三)『法学セミナー』二〇号六三頁参照。
- なお、この森長論文は、近時、森長英三郎「日本弁護士列伝」九頁以下に再録された。
- (16) 大槻・前掲「箕作麟祥君伝」一一一―一二二頁。
- ちなみに、磯部が足かけ四年におよぶフランス留学から帰朝して判事に任官したのは、同十二年二月のことである。
- (17) 文中に見える同十三年三月の官制改革について、たとえば、吉井蒼生夫「中央権力機構の形成」『日本近代法体形成』(上)一〇八頁以下参照。
- (18) 手塚豊「明治十一年民法草案編纂前後の一考察」『滝川博士還曆記念論文集・日本史篇』八五四頁。
- (19) 石井良助「明治十一年民法草案」(一)『法律時報』三〇卷六号六八頁。
- (20) 磯部四郎「民法編纂ノ由来ニ関スル記憶談」『法学協会雑誌』三一卷八号一五四頁。
- (21) 前註(7)に同じ。
- (22) 井上正一「仏国民法ノ我國ニ及ホシタル影響」『仏蘭西民法百年記念論集』五八頁。
- (23) 明治十二年説を採る主要文献については、前稿・八頁および二五頁参照。
- (24) 前稿・一三三頁・註(43)参照。
- (25) 磯部・前掲「民法編纂ノ由来ニ関スル記憶談」一五五頁。
- (26) 清浦・前掲「明治法制史」五八五頁。

- (27) かつて、石井良助博士が、「明治二十二年草案は明治二十二年三月に修補委員によって修正されることとなったのであり、ポアソナードによる民法の編纂は明治十三年に始まった」(石井・前掲「明治十一年民法草案」(一)六九頁)と論定したのは、やや速断といえよう。
- (28) 前稿・一四一―一六頁にその構成を、前稿・一七頁にその相互関係を示した。
- (29) 穂積陳重をめぐる主要先行業績については、前稿・二二頁・註(8)参照。
- (30) 近時、小林好信『穂積陳重の刑法理論』(大阪学院大学・法学研究)一〇巻一―二合併号一五頁以下、大津亨『立法の法社会学的研究』のための序論的考察(一)『東京都立大学・法学会雑誌』二五巻二号二六九頁以下の両編が公けにされた。とくに後者は、穂積の名著の一つといわれる『法典論』を採りあげた本格的考察で、まことに注目すべき研究であろう。
- (31) 『東京大学法学部百年史稿』(一)『国家学会雑誌』九一巻九―一〇合併号一七〇頁。
- (32) 中隠居士(今村和郎)『解難』六頁。
- (33) 小早川・前掲『旧民法典編纂過程と旧民法典に関する論争に就いて』二二〇頁参照。
- (34) 前註(24)に同じ。
- (35) ちなみに、前註(16)に記述したように、磯部四郎がフランス留学から帰国して判事に任官したのは、同十二年二月である。のちに考証を加えるところ、彼は同年の司法省における民法典編成に際し、ポアソナードを補佐した有力スタッフと推定される。彼が判事任官直後に編纂関係者に起用されたと推考すれば、同年二月ないし三月ということになる。もし、そうであるとすれば、ポアソナード自身の記述と矛盾は見られないことになる。
- (36) 『資料篇(一)』二二頁より引用。
- (37) 明治十五年七月三日、「戸籍規則」が元老院の審議に附された際の発言の一節である。『元老院会議筆記』明治十五年七月三日・第三一八号議案・第一読会より引用。
- (38) なお、この部分は、福島正夫『家制度の研究』(資料篇(一))一六一―一六二頁に複製されている。
- (39) 福島・前掲「明治十五年の身分登記条例草案」一四一頁。
- (40) 『民法仮法則』について、向井健『民法典の編纂』(日本近代法体制の形成)(四)三五―一頁以下参照。
- (41) 明治十一年民法草案をめぐる、前稿・三頁以下参照。
- (42) 内務省の「戸籍証書規則」案については、福島正夫『家制度の研究』(資料篇(三))解題六頁以下、本文五頁以下参照。
- (43) なお、近年、石井博士の紹介した内務省文書中に、「身上証書ハ、人民ノ身分ヲ明ニスル証書ニシテ、財産相続等ノ訴訟アルトキハ、極メテ必要ノ者タリ、故ニ財産相続法ヲ定ルトキハ、身上証書ノ法亦設ケザルベカラズ、当時草案中」(石井良助『日本相続法史』四八〇頁)と見えるが、「当時草案中」の「身上証書ノ法」とは、この「戸籍証書規則」ときわめて密接に関係するものにはがいない。
- (44) さらに、明治九年と推定される船越衛の意見書中に、「戸籍法ニ基キ身上証書ノ如キ制ヲ草案セント雖トモ是亦今日ノ戸籍法ト多少矛盾スルモノアリテ官民ノ煩累ヲ来スヘキヲ量リ亦其議ヲ停止セリ」(福島・前掲『家制度の研究』資料篇(二)・本文二〇頁)とあるが、これまた深い関連を有するものであろう。
- (45) 『身上証書法律案』に関しては、向井健『新たな身上証書法律案』『法学研究』三三巻一〇号三五頁以下、同『新たな身上証

書法律案」補考』、『法学研究』三二卷一・二五七頁以下参照。

(41) 「身分登記条例」草案については、福島・前掲『明治十五年の身分登記条例草案』五三頁以下参照。

(42) 旧民法の編纂については、向井・前掲『民法典の編纂』三六九頁以下参照。

(43) 明治十五年七月三日、「戸籍規則」審議の元老院第一読会において、議員・渡辺清はいう。「国各其慣習アリテ善良ナルモノハ保持シテ壞ラサルヲ要ス戸籍法タル法令各國ニ無キ所ニシテ独リ我國ノミニアルモノトスルモ各國ハ身分証書ヲ以テ規約シ我國ハ因襲久シキ戸籍法ヲ以テスルニ何ノ不可アラン」(元老院会議筆記 明治十五年七月三日・第三一八号議案・第一読会より引用)と。

当時、この種の見解が支配的であったことに想到すれば、身分証書の系統につらなる諸草案の編成が、文字どおり挫折につぐ挫折の連続であったことも、また納得されよう。

(44) 前註(25)に同じ。

(45) 前註(26)に同じ。

(46) 司法省内民法編纂局をめぐる新資料とその考証について、前稿・一八頁以下参照。

(47) 大槻・前掲『著作麟祥君伝』一一二頁。

(48) この磯部談話に登場する人物について、アト・ランダムに横顔を示そう。

著作麟祥は別格として、磯部四郎(当時、判事)については、前註(15)参照。牟田口通照(当時、司法兼太政官権大書記官)は、明治十一年民法草案編纂に際し、著作とペアを組んだ人物。西成度(当時、判事・東京上等裁判所所長心得)は旧民法の編纂にも重要な役割を演じ、のち大審院長の要職を占めた。西周と取り違えた先行研究文献が見られるが、まったく別人である。池田弥一(当時、

判事・東京裁判所長)。水本成美(当時、元老院議員)については、手塚豊「明治法制史上に於ける水本成美」『明治文化の新研究』三四五頁以下参照。

鶴田皓(当時、司法兼太政官大書記官)は、旧刑法編纂に当たり、日本側委員の第一人者としてボアソナードを補佐し、時には彼と対決した先達であって、治罪法編成にも参画、さらに商法典の編修にも深く関与した。木村正辞(当時、判事)については、前稿・二三頁・註(14)参照。杉山孝敏(当時、司法権少書記官)は、この時期以前に、いわゆる司法省法学校の行政職のポストを占めて活躍し、この時期以後、太政官法制部に転じた。

なお、当時の官職は、筆者所蔵の『官員録』に拠った。

(49) 玉乃世履について、倉田卓次「玉乃世履異聞」『裁判官の書斎』二二七頁以下は興味ぶかい。

(50) 楠田英世に関しては、前稿・一二頁・註(28)参照。

(51) 津田真道をめぐる簡明な小伝として、向井健「津田真道」『法学セミナー』三〇四号・目次表参照。

(52) 磯部四郎、『大日本新典民法積義』(財産編第老部・物権之部) 緒言一四―一五頁。

(53) 前稿・一七頁参照。

(54) 三ヶ月章「ボアソナードの財産差押法草案における執行制度の基本構想」『民事訴訟の理論』(中田淳)先生還暦記念論文集) 一一九頁。

(55) 大木の元老院議長就任は、同十三年二月である。参議のポストはそのままで、二月末に司法省を去る。同年三月の官制改革の結果、彼は、法制部主管の参議となった。なお、この官制改革については、前註(17)参照。

☆☆☆

凡例

(一) A案には、部分的にかなり修訂の筆が入って、錯雑している箇所が見られる。そこで、本稿では、ひとまずB・C両案を複製・公表することにした。A案についても、将来、適当な機会をえて、複製を予定している。

なお、A・B・C三案の形状・構成内容・相互関係などをめぐっては、前稿・一四頁以下参照。

(二) 複製は、なるべく原本の体裁を保つこととめたが、印刷上の便宜から、通常使用しない字体は若干改めた。E・Jなどのいわゆる合字を、トモ・コトに改めたのは、その一例である。

なお、ルビはすべてカットした。

(三) 第三十四条と第三十五条の間に挿入されている「仏九十九条 此条可改正」は、原本では、第三十五条の欄外の書き入れである。第四十四条・第四十五条間の「未決」も同様のケースである。

民法草案

第一編 人事

第一卷 私権ヲ享有スル事及ヒ行フ事

第一章 私権ヲ享有スル事

第一条 私権ハ人ト人トノ間ニ其私ノ交際ヲ規定スル所ノ權利

ナリ即チ民法ニ因リ与ヘタル総テノ權利ハ大概私権ナリ

第二条 総テノ日本人ハ私権ヲ享有スルモノトス

第三条 外国人ハ日本ノ法律ニ因リ特別ニ禁シテアラサル所ノ

私権ヲ日本ニ於テ享有スルモノトス又右ノ法律ニ因リ禁シタル

所ノ權利ノ享有ニ付テハ日本政府ト其外国人ノ政府トノ間

ニ条約ノ存在スルヲ必要トス

第四条 日本人ト婚姻スル外国人ノ女ハ其夫ノ分限ニ從ヒ日本人トナルモノトス

外国人ト婚姻スル日本ノ女ハ其夫ノ分限ニ從ヒ外国人トナル

モノトス

第五条 総テノ外国人ハ帰化ノ法律ニ從フニアラサレハ日本人

タルノ分限ヲ得ルコトヲ得ス

第六条 然レトモ日本ニ於テ外国人ノ生ミシ総テノ人ハ其丁年

ノ時期ニ続ク所ノ一年内ニ日本人タルノ分限ヲ得ント求ムル

コトヲ得

其為メニハ其人ノ日本ニ居住スル所ノ場合ニ於テハ其意ハ日

本ニ其住所ヲ定ムルコトナル旨ヲ書面ニ因リ申述シ及ヒ其人

ノ外国ニ居住スル所ノ場合ニ於テハ其住所ヲ日本ニ定ムルコ

トノ決意ノ証書ヲ出シ且ツ其決意ノ証書ヲ出セシヨリ一年内

ニ日本ニ現住スルコトヲ必要トス

第七条 前条ノ条目ハ若シ帰化セシ外国人ノ子カ其父母ノ帰化

ノ時幼年者タリシ時ハ其子ニモ亦適用スヘキモノトス

第八条 外国ニ於テ日本人ノ生ミシ総テノ子ハ日本人ナリ

日本人タルノ分限ヲ失ヒシ所ノ日本人ノ外国ニ於テ生ミシ総テノ子ハ第三条ノ第二項ニ因リ定ムル法式ヲ履行スルニ於テハ何時ニテモ其分限ヲ復スルコトヲ得

第九条 外国人ハ日本ニ居住セスト雖モ日本ニ於テ又ハ外国ニ於テ其外国人ノ日本人ニ對シテ負フタル所ノ義務ノ執行ノ為メ日本ノ裁判所ニ呼出サル、コトヲ得

第十条 日本人ハ外国人ニ對スルト雖モ外国人ニ於テ負フタル所ノ義務ノ執行ノ為メ日本ノ裁判所ニ呼出サルルコトヲ得

第十一条 日本人タルノ分限ハ左ノ諸件ニ因リ失フモノトス
第一 外国ニ於テ得タル帰化ノ事「故ニ記スル」ナチユラリザンオンニ「ナチユラリザンオン」ヲ帰化ト訳シタルハ此ノ所ニモ亦始ラク用ヒ置ケリ

第二 外国政府ヨリ与ヘタル公ケノ職務又ハ貴族ノ名称ヲ政府但シ日本政府府ヲ云フヨリ允許サレシテ受諾スル事

第三 婦ルコトノ心ナク外国ニ於テ為シタル総テノ定住商業ノ為メノ定住ハ決シテ婦ルコトノ心ナク為シタルトシテ思考スルコトヲ得ス

第十二条 日本人タルノ分限ヲ失ヒシ所ノ日本人ハ政府ノ允許ヲ以テ日本ニ歸リ及ヒ日本ニ住居ヲ定メ而シテ右ノ分限ヲ復サント欲スルコトト日本ノ法律ニ反スル總テノ格別ノ榮譽ヲ拋棄スルコトトヲ申述スルニ於テハ何時ニ限ラス日本人タルノ分限ヲ復スルコトヲ得

第十三条 前条ノ条目ハ外国人ト契約セシ婚姻ノ効ニ因リ日本人タルノ分限ヲ失ヒシ所ノ女ニ適用スヘキモノトス

第十四条 第八条、第十二条及ヒ第十三条ニ因リ定ムル場合ニ於テ日本人タルノ分限ヲ復スル所ノ各人ハ其時期ノ後己レノ利益ニ於テ開始シタル權利ヲ行フ事ノ為メニ非レハ決シテ其分限ヲ益用スルコトヲ得ス

第十五条 政府ノ允許ナク外国ノ兵役ニ服シ又ハ外国ノ兵社ニ加入スル所ノ日本人ハ日本人タルノ分限ヲ失フモノトス

其日本人ハ政府ノ許可ヲ得サレハ日本ニ歸リ来ルコトヲ得ス及ヒ外国人ノ日本人トナル為メ其外国人ニ負セラレタル帰化ノ為メノ要件ヲ履行スルニ非レハ日本人タルノ分限ヲ復スルコトヲ得ス但シ右ニ記スル諸件ト本国ニ對シ兵器ヲ執リ又ハ執ラント試ムル所ノ日本人ニ對シ刑法ニ記載スル刑ト相触ル、コト無シトス

第二章 私權ヲ行フ事

第十六条 左ニ記スル者ハ此民法ニ因リ為シタル區別ニ從ヒ概シテ私權ヲ行フコト能ハサルモノトス

第一 幼者
第二 治産ノ禁ヲ受ケタル者
第三 結婚シタル女

第十七条 重罪又ハ輕罪ノ為メ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ刑法ニ因リ定ムル条目ニ從ヒ其私權ヲ行フ事ヲ禁ゼラル、モノトス

第二卷 身分証書

第一章 総則

第十八条 身分証書ハ、出生、養子、婚姻、離婚、死去等ノ如キ人ノ身分ヲ組成スル所ノ総テノ事柄ヲ公ケニ証スル為メ身分取扱役ノ役所ニ於テ設ケタル簿冊上ニ記入スヘキ所ノ証書ナリ

第十九条 身分証書ヲ記入スル所ノ簿冊ハ、各身分取扱役ノ役所ニ於テニタ通り設ケヘシ此ノ簿冊ハ身分証書ノ簿冊ト名ツク

第二十条 身分証書ニ於テハ身分取扱役ハ出席人ヨリ申述スヘキ所ノ事柄并ニ其申述ノアリタル年、月、日、時及ヒ其申述ニ關係アル総テノ人ノ姓、名、年齢、職業、住所ヲ表明スヘシ

第二十一条 身分証書ニ付テノ申述ヲ為スノ義務アル者ハ公正ノ名代証書ヲ具有スヘキ名代人ヲ以テ己レニ代ハラシムルコトヲ得

第二十二条 身分証書ノ記入ノ為メニハ証人ヲ必要トス其証人ハ關係人ノ撰ミニテ男且ツ丁年ノ者ノミタルヘシ

第二十三条 身分取扱役ハ簿冊上ニ記入シタル身分証書ヲ出席人ニ読聞カスヘシ

第二十四条 其証書ハ身分取扱役及ヒ出席人自署及ヒ押印スヘク又ハ出席人ノ自署スルノ妨ケトナル所ノ原由ノ記載ヲ為ス

可シ

第二十五条 身分証書ノ簿冊ハ公用野紙ヲ以テ作ルヘク且ツ初審裁判所ノ上席人ハ第一葉ニ「第一」ト書シ終葉ニ「終り」ト書シ而シテ各葉ニ割印及ヒ番号ヲ付スヘシ

第二十六条 身分証書ハ其簿冊上ニ一モ空白ナク連続シテ記入スヘシ塗抹及ヒ参照ノ書入ハ身分取扱役及ヒ出席人其証書ノ本文ト同一ノ方法ニテ自署及ヒ押印スヘシ

第二十七条 毎年ノ終ニ身分取扱役ハ其簿冊上ニ奥書ヲ為スヘク而シテ翌年ノ第一月内ニニタ通りノ簿冊ノ中其一通ヲ其役所ノ最モ安全ナル場所ニ藏シテ他ノ一通ヲ初審裁判所ノ書記局ニ藏ムヘシ

第二十八条 総テノ人ハ身分証書ノ簿冊ノ預リ人ヨリ其簿冊ノ抜キ書ヲ自己ノ費用ニテ己レニ渡サシムルコトヲ得其抜キ書ハ其預リ人自署及ヒ押印スヘク而シテ贗造ノ訴アル迄ハ真正トスヘシ

第二十九条 若シ身分証書ノ簿冊ノ存在セス又ハ其簿冊ヲ失フトキハ其關係人其簿冊ノ存在セサル事又ハ其簿冊ヲ失ヒシ事並ニ己レノ身分ヲ記書又ハ証人ニ因リ証スルコトヲ許スヘシ

第三十条 身分ニ係ル証書ノ記載ヲ既ニ記入シタル他ノ証書ノ端ニ為スヘキ所ノ総テノ場合ニ於テハ關係人ノ願ヒニテ身分取扱役己レノ保チタル簿冊上ニ其記載ヲ為スヘシ

初審裁判所ノ書記役ハ身分取扱役ヨリ其裁判所ノ書記局ニ為スヘキ所ノ通知ノ上己レノ保チタル簿冊上ニ前ト同一ノ記載

ヲ為スヘシ

第三十一条 若シ身分取扱役及ヒ書記役ノ前数条ニ違背スルトキハ關係人ヘノ損失ノ償ヒニ触ル、コトナク十円ニ過クヘカラサル罰金ヲ以テ罰セラルヘシ

第三十二条 身分証書ヲ贋造シ又ハ変造スル所ノ身分取扱役、裁判所ノ書記役及ヒ其他ノ人ハ刑法ニ載スル刑ヲ以テ罰セラルヘシ

第三十三条 偽リノ申述ヲ為ス所ノ人及ヒ其申述ニ立会フ所ノ証人ハ亦刑法ニ載スル刑ヲ以テ罰セラルヘシ

第三十四条 檢察官ハ簿冊ノ景状ヲ檢視スヘク而シテ若シ其簿冊ニ違則アルトキハ刑ノ適行ヲ求ムヘシ

仏九十九条 此条可改正

第三十五条 身分証書ニ於ル錯誤改正ノ訴ハ其証書ヲ記セン場所ノ初審裁判所ニ為スヘク而シテ裁判所ハ檢察官ノ求メノ上ニテ裁判ヲ言渡スヘシ若シ關係人ヲ呼出スノ要アルトキハ呼出スコトヲ得

第三十六条 其改正ノ裁判言渡ヲ得ル所ノ原告人ハ身分取扱役ニ其裁判言渡書ヲ渡スヘク其裁判言渡書ハ身分取扱役ニ渡サル、ヤ否身分取扱役簿冊上ニ記入シ且ツ其改正シタル証書ノ端ニ其裁判言渡書ノ記載ヲ為スヘシ但シ控訴ノ場合ハ別段ナリ

第三十七条 初審裁判所カ身分ニ係ル証書ヲ裁判スル總テノ場合ニ於テ關係人ハ其裁判言渡ヲ控訴ノ方法ニ因テ駁撃スルコ

トヲ得

第三十八条 外国ニ於テ作りタル日本人及ヒ外国人ノ總テノ身分証書ハ其国ニ於テ用フル法式ニ於テ記成シタルトキハ真正ノモノトス

第三十九条 外国ニ於ケル日本人ノ總テノ身分証書ハ日本ノ法律ニ循ヒ實際取扱官又ハ領事ノ記シタルトキハ有効ノモノトス

第二章 出産ノ証書

第四十条 出産ノ申述ハ分娩ノアリシ日ヲ算セス其分娩ヨリ七日内ニ其場所ノ身分取扱役ニ為スヘシ

第四十一条 子ノ出産ハ父ヨリ申述スヘシ又父ノアラサルニ於テハ其分宛ニ立会シ所ノ總テノ人ヨリ申述スヘシ

第四十二条 総テ前二条ヘノ違背ハ刑法ニ載スル刑ヲ以テ罰セラル、モノトス

第四十三条 出産ノ申述ヲ為ストキハ身分取扱役ハ証人ノ面前ニテ即時ニ其証書ヲ記スヘシ

第四十四条 出産ノ証書ニハ出産ノ年、月、日、時、場所、其子ノ男女、其子ニ与ヘントスル所ノ名、父母及ヒ証人ノ姓、名、職業、住所ヲ表明スヘシ

未決

第四十五条 私人ノ子原語ヲ直訳スレハ「自」然ノ子ト云フヲ義ノ出産ノ証書ニ於テハ出席人ヨリ父ヲ表示スル時ニテモ父ノ姓名ヲ掲出スヘカラス

但シ父自ら其子ヲ認ムルコトヲ申述スル所ノ場合又ハ父其子ノ認メノ証書ヲ差出ス所ノ場合ハ別段ナリ

第四十六条 若シ身分取扱役或人カ初生ノ子ヲ見出シタルコトノ申述ヲ受クルトキハ出産ノ簿冊上ニ其子ノ見掛ケノ年齢、

其男女、其子ニ与ヘントスル所ノ姓名并ニ其子ノ渡サレシトスル所ノ人ノ姓名、職業、住所ヲ記入スヘシ

第四十七条 若シ出産ノ証書ヲ記スル前ニ子ノ死去スルトキハ身分取扱役死去ノ簿冊上ニ出産ノ証書ト死去ノ証書トニ均シク用立ツ所ノ証書ヲ記入スヘシ

第四十八条 若シ出産ノ証書ノ記成ノ後ニ父私生ノ子ヲ認ムルトキハ其認メノ証書ヲ身分取扱役ニ差出スヘク身分取扱役ハ其出産ノ証書ノ端ニ其認メノ証書ヲ記載スヘシ

第四十九条 兵船又ハ商船ニ於テ航海中ニ子ノ生ル、トキハ其父ト其船ノ乗組人中ヨリ撰ミタル証人トノ面前ニ於テ其船長二十四時内ニ出産ノ証書ヲ乗組人姓名簿ノ末ニ記ス可シ

第五十条 船ノ着スル所ノ最初ノ港ニ於テ其出産証書ノ公正ナル写ヲ日本ノ港ニ於テハ其港ノ身分取扱役ニ差出シ其身分取扱役ハ父又ハ母ノ住所ノ身分取扱役ニ送達ス可ク又外国ノ港ニ於テハ交際取扱官又ハ領事ニ差出シ其交際取扱官又ハ領事ハ外務省ニ送り外務省ハ父又ハ母ノ住所ノ身分取扱役ニ達セシムル為メ府県ノ庁ニ送ル可シ

第三章 婚姻ノ証書

第五十一条 婚姻ヲ行ヒシトキハ関係人ハ三日内ニ其場所ノ身分取扱役ニ下ニ記スル所ノ事ヲ申述スヘシ

第一 夫妻ノ姓、名、年齢、職業、住所、出産ノ場所

第二 夫妻ノ父母及ヒ養父母ノ姓、名、職業、住所

第三 父母、養父母、其他ノ尊属親又ハ親族會議ノ承諾申述人ハ其承諾ヲ証スル証書ヲ差出ス可シ

第四 証人二人ノ姓、名、年齢、職業、住所

第五 婚姻ヲ行ヒシ年、月、日

第六 婚姻ノ契約書アルトキハ其契約書ノ日付並ニ其契約書ヲ記シタル公証人ノ姓、名、居所

第五十二条 婚姻ノ申述ヲ為ストキハ身分取扱役即時ニ証人二人ノ面前ニ於テ前条ニ載スル所ノ事ヲ包含スル所ノ婚姻ノ証書ヲ記スヘシ

第四章 死去ノ証書

第五十三条 埋葬ハ身分取扱役ノ免許状ナクシテ為スヘカラス身分取扱役ハ死去ヲ見届クル為メ死者ノ所ニ至リタル後ニ非サレハ其免許状ヲ渡スコトヲ得ス但シ警察ノ法則ニ因リ定ムル場合ハ別段ナリ

第五十四条 死去ノ申述ハ二十四時内ニ血属親又ハ其他ノ者ナル証人ヨリ其場所ノ身分取扱役ニ為スヘク其身分取扱役ハ其申述ニ抛リ死去ノ証書ヲ記スヘシ

第五十五条 死去ノ証書ニハ下ニ記スル所ノ事ヲ包含スヘシ

第一 死者ノ姓、名、年齢、職業、住所、出産ノ場所

第二 死者ノ結婚シテアルトキ又ハ「ベウフ」配偶者ヲデア
亡ヒシ者

ルトキハ他ノ夫又ハ妻ノ姓、名

第三 死去ヲ申述スル者ノ姓、名、職業、住所

第四 死者ノ父母ノ姓、名、職業、住所

第五 死去ノ年、月、日、時、場所

此等ノ表明ノ中ニ若シ知ルコトヲ得サル所ノモノアルトキハ其記載ヲ為スヘシ

第五十六条 非命死ノ証跡又ハ微憑アルトキ又ハ非命死タルヲ

推量セシムル景況アルトキハ警察ノ役員カ医師ノ助ケヲ得テ

死骸ノ有様及ヒ之ニ関スル景況ト死者ノ姓名、年齢、職業、

住所、出産ノ地ノ調書ヲ作りタル後ニ非サレハ埋葬ヲ為スコ

トヲ得ス

第五十七条 警察ノ役員ハ其人ノ死セシ所ノ地ノ身分取扱役ニ

直チニ其調書ノ写ヲ送達ス可ク其写ニ抛リ死去ノ証書ヲ簿冊

ニ記入ス可シ

第五十八条 刑ヲ言渡サレタル者ノ死刑ノ執行ノ場合ニ於テハ

当管ノ官吏第五十五条ニ載スル所ノ事ヲ包含スル書面ヲ其場

所ノ身分取扱役ニ達スヘク其身分取扱役ハ其書面ニ抛リ死去

ノ証書ヲ記スヘシ

第五十九条 非命死又ハ獄舎、徒刑場内ニ於テ死スル場合又ハ

死刑ノ執行ノ総テノ場合ニ於テハ死去ノ証書上ニ此等ノ景況

ノ一ノ記載モ為スヘカラス

第六十条 航海中ニ死去アル場合ニ於テハ其乗組人中ヨリ撰ミ

タル証人ノ面前ニ於テ船長二十四時内ニ死去ノ証書ヲ作ル可

シ

其死去ノ証書ハ乗組人姓名簿ノ末ニ記ス可ク其他ノ法式ニ付

テハ第五十条ニ因リ定ムル法式ニ従フ可シ

第三卷 住所

第六十一条 総テノ日本人ノ住所ハ其主タル居所ナリ

第六十二条 住所ノ変易ハ他ノ場所ニ於ル現在ノ居住ノ実事ト

他ノ場所ニ其主タル居所ヲ定ムルノ意トヲ合スルニ因リ成ル

モノトス

第六十三条 其意ノ証拠ハ人ノ去ラントスル所ノ場所ノ戸長ノ

役場ト人ノ其住所ヲ移サントスル所ノ場所ノ戸長ノ役場トニ

為ス明確ナル申述ヨリ生スルモノトス

第六十四条 明確ナル申述ノアラサルニ於テハ其意ノ証拠ハ景

況ニ関スルモノトス

第六十五条 総テノ公ケノ職務ヲ承クル事ハ官吏ノ其職務ヲ行

フヘキ所ノ場所ニ於テ其官吏ノ住所ノ転移ヲ起スモノトス但

シ反对ノ証拠アルトキハ別段ナリ

第六十六条 結婚シタル女ハ其夫ノ家ニ住所ヲ有スヘシ

後見ヲ免カレサル幼者ハ父母ノ家ニ其住所ヲ有スヘク而シテ

父母ノアラサルニ於テハ後見人ノ家ニ其住所ヲ有スヘシ

治産ノ禁ヲ受ケタル者ハ後見人ノ家ニ其住所ヲ有スヘシ

第六十七条 他人ノ家ニ於テ仕ヘ又ハ労働スル所ノ丁年者ハ其
他人ト同一ノ家屋内ニ居住スルトキハ其他人ノ家ニ己レノ住
所ヲ有スヘシ

第六十八条 人権ノ訴又ハ動産ノ訴ハ被告人ノ住所ノ裁判所ニ
持出スヘシ

総テノ裁判上ノ証書ハ関係人ノ一方ヨリ他ノ一方ノ住所ニ公
達スヘシ

第六十九条 財産相続ハ死者ノ住所ニ於テ開始スヘシ

第七十条 若シ一ツノ証書ニ関係人双方又ハ其中ノ一方ニテ其
同証書ノ執行ノ為メ現在ノ住所ノ場所ヨリ他ノ場所ニ於ケル
住所ノ撰定ヲ包含スルトキハ其証書ノ執行ニ関スル公達ハ約
定シタル住所ニ為スヘク及ヒ其証書ノ執行ニ関スル訴訟ハ其
住所ノ裁判所ニ為スヘシ然レトモ債主人権ニ付テノ
權利者ヲ云ノ独專ノ利
益ノ為メニ住所ヲ撰定シタルトキハ債主ノ択ミニ從ヒ公達ハ
其負債者人権ニ付テノ
義務者ヲ云ノ現在ノ住所ニ為スコトヲ得及ヒ訴訟ハ
其住所ノ裁判所ニ為スコトヲ得

第四卷 失踪

第一章 失踪ノ思量

第七十一条 若シ人ノ消息ナク其住所又ハ其居在ノ場所ニ現出
セス而シテ其失踪ヲ思量スルノ要アルトキハ関係人其人ノ住

所ノ初審裁判所ニ其管財人ヲ任センコトノ為メ訴出ルヲ得但
シ失踪ノ思量ヲ受ケタル者其財産ノ管理ノ為メ名代ノ委任状
ヲ遺シタルトキハ別段ナリ

第七十二条 失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ債主ハ管財人ニ対シ訴
訟ヲ為スコトヲ得

第七十三条 管財人ハ失踪ノ思量ノ受ケタル者ノ權利ヲ保全ス
ル為メ総テノ所為ヲナスヘシ

第七十四条 檢察官ハ失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ利益ヲ監視ス
ルコトヲ特別ニ任セラレ而シテ其失踪ノ思量ヲ受ケタル者ニ
関係スル所ノ総テノ訴訟ニ付テハ其意見ヲ聴カルヘシ

第二章 失踪ノ公告

第七十五条 若シ人ノ其住所又ハ居在ノ場所ニ現出セス而シテ
三年以來其消息ヲ得サルトキハ関係人其失踪ノ思量ヲ受ケタ
ル者ノ住所ノ初審裁判所ニ其失踪ヲ公告センコトノ為メ訴出
ルヲ得

第七十六条 其訴訟ヲ受クル裁判所ハ其差出ス所ノ証拠書類ニ
拠リ檢察官立会ノ上証人審問ヲ為サンコトヲ命スヘシ

若シ失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ居在ノ場所カ其住所ト異ナリ
テアルトキハ其裁判所ハ居在ノ場所ノ裁判所ニ亦同一ノ方法
ニテ証人審問ヲ為サンコトノ為メ「コムミツション、ロガト
アール」一ノ裁判所ヨリ他ノ裁判所ニ其管轄地内ニ於テ訴訟
審理ノ手續ヲ為スヲ托スル為メ差送ル委任状ヲ云フヲ宛送ルヘ
シ

第七十七条 裁判所ハ其訴訟ニ付裁定スルニ於テ失踪ノ理由及
ヒ失踪ノ思量ヲ受ケタル者ノ消息ヲ得ルノ妨ケトナル原因ニ
モ亦注意スヘシ

第七十八条 若シ裁判所カ証人審問ノ後失踪ヲ公告スルノ必要
ナルコトヲ思考スルトキハ失踪公告ノ裁判言渡ヲ為スヘシ
其裁判言渡ハ訴訟法ニ因リ定ムル方法ニテ公ケニ為スヘシ